



2025 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマザワ
代表者名 代表取締役社長 古山 利昭
(コード番号 9993 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 工藤 和久
(TEL. 023-631-2211)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2025年10月29日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策と位置づけており、1株当たりの価値向上及び安定した配当を実施できるよう努め、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。上記の方針に基づき、当社は、2025年2月期につきましては、1株につき年間27円（うち中間配当1株につき13円50銭）の配当を実施することを決定いたしました。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

当社は、これまで、資本効率の向上を通じた株主への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするべく、過去5年間ににおいては、2022年11月28日開催の取締役会において、同年12月1日から2023年2月20日までの間を取得期間とする自己株式取得に係る事項を決議し、当該決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により当社普通株式合計140,600株(2022年取得当時の所有割合：1.29%)を185,979,411円で取得しております。

(注1) 「2022年取得当時の所有割合」とは、当社が2022年10月13日に提出した第61期第2四半期報告書に記載の2022年8月31日現在の当社の発行済株式総数10,960,825株から同日現在の当社が所有する自己株式52,898株を控除した株式数10,907,927株に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

かかる状況の下、当社は、2025年6月下旬、当社の筆頭株主であり、創業家の資産管理会社である有限会社ヤマザワ興産（以下、「ヤマザワ興産」といいます。本日現在の所有株式数1,011,576株、所有

割合（注２）：9.38％）より、その所有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、ヤマザワ興産は、当社代表取締役社長である古山利昭氏の配偶者である古山真理氏が仮代表取締役を務め、かつ、古山真理氏がその議決権の100％を所有する会社です。

（注２）「所有割合」とは、当社が2025年10月14日に提出した第64期半期報告書（以下、「本半期報告書」といいます。）に記載の2025年8月31日現在の発行済株式総数10,960,825株から同日現在の自己株式170,980株を控除した株式数10,789,845株に対する割合をいいます。

この打診を受け、当社は、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等に鑑み、2025年7月上旬、当社普通株式を自己株式として取得することの是非についての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるという結論に至りました。

また、当社は、自己株式の具体的な取得方法に関し、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況のほか、当社の資本政策面の観点も考慮し、公開買付けによる方法やToSTNeT-3を利用する方法など検討を重ねました。その結果、当社は、2025年7月下旬、公開買付けによる方法であれば、①ヤマザワ興産以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できること、②株主間の平等性の観点から問題がないこと、③法令等にしがたった公開買付けの手続きで買付けることによって、取引の透明性が担保できること、④市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格を市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならないこと、⑤資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益に資すること等から、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるという考えに至りました。

本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、東京証券取引所に上場している銘柄について、2022年1月以降に決議され、2025年7月31日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例93件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例81件（以下、「本事例」といいます。）において10％程度（9％超～10％）の事例が64件と最多であることを踏まえ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として10％程度が適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価

変動の影響等の特殊要因等を排除することができ、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「本公開買付け期間」といいます。)中に市場価格が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付け価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があると考え、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年10月29日)の前営業日である2025年10月28日の当社普通株式の終値又は2025年10月28日までの過去一定期間(1か月間、3か月間、6か月間)の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2025年9月24日、ヤマザワ興産に対し、当社普通株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年10月29日)の前営業日(2025年10月28日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値又は2025年10月28日までの過去一定期間(1か月間、3か月間、6か月間)の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、協議・交渉したところ、ヤマザワ興産より、2025年9月25日、その所有する当社普通株式の一部である520,000株(所有割合:4.82%)(以下、「売却意向株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、当社はヤマザワ興産との間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年10月29日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付け価格を当社取締役会決議日(2025年10月29日)の前営業日である2025年10月28日までの過去6か月間の当社普通株式の終値単純平均値1,155円(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%のディスカウントを行った価格である1,040円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。)とすることを決議いたしました。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は売却意向株式の一部を取得することになります。当社は、ヤマザワ興産より、本公開買付け後に残存する当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の連絡を受けております。

本公開買付けに要する資金について、当社は、株式会社山形銀行からの最大650百万円の借入れにより調達した資金を充当する予定です。この点、当社本半期報告書に記載の2025年8月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は6,288百万円であり、さらに、事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、買付資金に充当した後も当社の財務状況や配当方針に影響を与えることなく当該借入金の返済を行っていくことが可能であることから、当社の今後の事業運営並びに財務の健全性及び安定性は本公開買付け後も維持できるものと考えております。

加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例81件のうち、応募を合意している株式数に対して10%程度上乗せした買付予定数を設定している事例が43件と最多であり、ヤマザワ興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、売却意向株式520,000株に対して

10%を上乗せした 572,000 株(所有割合：5.30%)を買付予定数とすることといたしました。

なお、当社の代表取締役会長である山澤廣氏、代表取締役社長である古山利昭氏及び専務取締役である上畑日登美氏は、ヤマザワ興産の代表取締役を務め、かつ、その議決権の 100%を保有する古山真理氏の実弟、配偶者及び実姉であることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有するおそれがあることに鑑み、利益相反を回避し、取引の公正性を高める観点から、本公開買付けの諸条件に関する話し合いや交渉には当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けの諸条件に関する当社の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。

また、当社では、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	572,100 株 (上限)	594,984,000 円 (上限)

(注1) 発行済株式総数は、10,960,825 株 (2025 年 10 月 29 日現在) です。

(注2) 取得する株式総数の発行済株式総数に対する割合は、5.22%です (小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式総数の所有割合は、5.30%です。

(注3) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元 (100 株) を加算しております。

(注4) 取得することができる期間は、2025 年 10 月 30 日から 2026 年 1 月 31 日までです。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025 年 10 月 29 日 (水曜日)
② 公開買付開始公告日	2025 年 10 月 30 日 (木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025 年 10 月 30 日 (木曜日)
④ 買付け等の期間	2025 年 10 月 30 日 (木曜日) から 2025 年 12 月 1 日 (月曜日) まで (21 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,040 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、本事例 81 件においてディスカウント率を 10%程度（9%超～10%）とする事例が 64 件と最多であることを踏まえ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として 10%程度が適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除することができ、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があると考え、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025 年 10 月 29 日）の前営業日である 2025 年 10 月 28 日の当社普通株式の終値又は 2025 年 10 月 28 日までの過去一定期間（1 か月間、3 か月間、6 か月間）の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025 年 10 月 29 日開催の取締役会において会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を当社取締役会決議日（2025 年 10 月 29 日）の前営業日である 2025 年 10 月 28 日までの過去 6 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 1,155 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 1,040 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,040 円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 10 月 28 日の当社普通株式の終値 1,168 円から 10.96%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 1,170 円から 11.11%、同日までの過去 3 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 1,164 円から 10.65%、同日までの過去 6 か月間の当社普通株式の終値単純平均値 1,155 円から 9.96%をそれぞれディスカウントした価格となります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とした上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により自己株式を取得することが望ましいと考えました。

ディスカウント率については、本事例 81 件においてディスカウント率を 10%程度（9%超～10%）とする事例が 64 件と最多であることを踏まえ、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮しても、当社普通株式の市場価格が本公開買付価格を下回る可能性の低い水準のディスカウント率として 10%程度が適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時

的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除することができ、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があると考え、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年10月29日)の前営業日である2025年10月28日の当社普通株式の終値又は2025年10月28日までの過去一定期間(1か月間、3か月間、6か月間)の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2025年9月24日、ヤマザワ興産に対し、当社普通株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年10月29日)の前営業日(2025年10月28日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値又は2025年10月28日までの過去一定期間(1か月間、3か月間、6か月間)の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、協議・交渉したところ、ヤマザワ興産より、2025年9月25日、売却意向株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、当社はヤマザワ興産との間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2025年10月29日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を当社取締役会決議日(2025年10月29日)の前営業日である2025年10月28日までの過去6か月間の当社普通株式の終値単純平均値1,155円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,040円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	572,000株	一株	572,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(572,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(572,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 624,280,000 円

(注) 買付予定数(572,000株)をすべて買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 12 月 23 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、

当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限り、）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2025年12月1日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関す

る全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上